

鳥取大学大学院工学研究科コース長会議及び専攻長会議規程

第1条 鳥取大学大学院工学研究科（以下「工学研究科」という。）に、コース長会議及び専攻長会議を置く。

第2条 コース長会議及び専攻長会議は、各専攻等間の連絡調整と工学研究科委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

第3条 コース長会議は博士前期課程に関する事項を、専攻長会議は博士後期課程に関する事項を取り扱う。

第4条 コース長会議は、研究科長、副研究科長及びコース長をもって組織する。

2 専攻長会議は、研究科長、副研究科長及び専攻長をもって組織する。

第5条 研究科長は、コース長会議及び専攻長会議を招集し、その議長となる。

第6条 研究科長は、必要に応じコース長会議及び専攻長会議に、構成員以外の者を出席させることができる。

第7条 コース長会議及び専攻長会議の事務は、工学部事務部において処理する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。